

仕様書

1 案件名称・数量・設置場所・履行期限

案件名称	既設防犯カメラ(街頭用)(港区役所)点検業務
数量	18台
既設防犯カメラの設置場所、機種名 等	大阪市港区内18箇所 別紙「防犯カメラ設置場所一覧、防犯カメラ設置場所位置図、防犯カメラ設置図」のとおり
履行期限	令和8年3月25日(水)

2 作業内容

ハウジング、レンズ部分の清掃、本体の埃除去、ピント及び画角調整、録画画質、録画機能、フレームレート調整、外装に腐敗や浸食などの異常がないかのチェック、システム全体の動作チェック、SDHC・SDXCカードのチェック、配線・配管の点検、その他防犯カメラの維持管理に必要なこと。

3 作業要件

契約締結後、速やかに作業計画書(行程表)を提出し、作業方法及び時期を本市担当者と協議のうえ承諾を得ること。作業に際しては、保安資機材を活用し保安要員を配置するなど、安全管理を徹底するとともに、周辺地域住民に十分配慮すること。また、作業する施設の機能を損なわないこと。さらに、作業に使用した資材、消耗品等は作業後に全て撤去すること。作業にあたっては関係法令等を厳守すること。警察等官公庁への申請等、作業に必要な手続書類の作成及び申請は受注者が行うこと。作業に際しては、従業員統一の腕章又は胸章等により、従業員であることが識別できるようにすること。

4 機密保護

本件履行に際して得た情報に関しては、機密を保持し、一切外部に漏らしてはならない。

5 実施報告

点検実施報告書(以下、報告書と言う)によりメンテナンスの結果(状況、修理・交換が必要な事項等)を紙ベースで報告すること。また、画角等の画像についても報告書に盛り込むこと。様式は問わない。

6 その他

Wi-Fiタイプの防犯カメラの点検に必要な映像抽出用PCは本市にて用意したものを使用すること。使用可能な時間は平日の9時30分から16時30分までとする。またSDHC・SDXCカードの交換が必要な場合は、本市にて用意したものを使用すること。それ以外の点検に必要な物品等については、運搬も含め全て受注者の負担とする。修理が必要と判断する場合は、追加費用の発生しない修理についてはその場で行うこと。但し、契約金額の変更は行わない。また、追加費用が発生する修理については修理を行わず、報告書において報告すること。点検の実施に伴って諸物品、建造物等に破損、紛失等の損害を与えた場合や、第三者に損害を与えた場合には、受注者が速やかにその損害の補償、賠償を行うこととし、本市は一切の責任を負わないこととする。但し、本市の責めに帰すべき事由においてはこの限りではない。

点検に必要な各種セキュリティにかかるパスワード等の資料については、契約締結後、本市より貸与する。なお、点検完了後は、速やかに資料等を返却することとし、その旨書面にて報告すること。なお様式は問わない。

仕様書に記載のない事項についても、当然必要と認められることについては、確認・協議のうえ、適正に実施すること。

見積金額は、本契約にかかるすべての費用を含むものとする。

見積の提出に当たっては本仕様書を十分検討し、疑義のある場合は質問期間内に指定の方法により質問し、その内容を熟知のうえ見積を提出すること。なお質問受付期間経過後の疑義については受けしない。契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。

各特記仕様書を遵守すること。

7 事業担当

大阪市港区役所 協働まちづくり推進課(安全・安心グループ) 担当:森・久木山
電話 :06-6576-9743 FAX :06-6572-9512